

○田野畑村木造住宅耐震診断事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 15 日告示第 80 号)

改正 平成 26 年 5 月 23 日告示第 51 号 令和 3 年 9 月 30 日要綱第 77 号

令和 5 年 2 月 7 日告示第 12 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、耐震診断を希望する村内の木造住宅の所有者に対し、村が予算の範囲内において耐震診断士を派遣して耐震診断を実施することにより、当該木造住宅の耐震性の確認と耐震改修の意識啓発を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行している「木造住宅の耐震診断と補強方法」において定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 一般社団法人岩手県建築士会又は、一般社団法人岩手県建築設計事務所協会が、知事からの要請を受けて行う木造住宅の耐震診断を行う者の要請を目的とする講習会を受講したものその他知事が認める要件を満たす者のうち、知事が認定したものをいう。

(対象住宅)

第 3 条 耐震診断の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、田野畑村内の木造住宅で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅であること。
- (2) 在来軸組工法による木造平屋建て又は木造二階建てであること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けた住宅でないこと。

(耐震診断の申込み)

第 4 条 耐震診断を希望する対象住宅の所有者(当該対象住宅が共有に係るものであるときは、共有者のうちから選任した代表者 1 人をいう。)は、構造的に独立した棟毎に田野畑村木造住宅耐震診断申込書(様式第 1 号)を村長に提出しなければならない。

2 耐震診断の申込みは、申込者 1 人につき 1 戸とする。

(耐震診断実施の決定)

第 5 条 村長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときはその旨を田野畑村木造住宅耐震診断決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

- 2 村長は、前項に規定する審査の結果、申請を却下するときは、田野畑村木造住宅耐震診断却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(耐震診断実施の辞退)

第6条 申請者は、田野畑村木造住宅耐震診断決定通知書を受けた後において耐震診断の実施を辞退するときは、速やかに田野畑村木造住宅耐震診断辞退届(様式第4号)により村長に届け出なければならない。

(耐震診断実施決定の取消し)

第7条 村長は、耐震診断実施の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、耐震診断実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 耐震診断実施の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により耐震診断実施の決定を受けたとき。
 - (2) その他村長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 村長は、前項の規定により耐震診断実施の決定を取り消したときは、田野畑村木造住宅耐震診断実施決定取消通知書(様式第5号)により耐震診断実施の決定を受けた者に通知するものとする。

(耐震診断の実施)

第8条 村長は、耐震診断の実施を決定した対象住宅について、耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うものとする。

(費用負担)

第9条 耐震診断に要する費用は、1棟当たり31,429円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、そのうち村が28,287円を、耐震診断を受けた者が3,142円を負担するものとする。

(結果通知)

第10条 村長は、耐震診断の結果を速やかに田野畑村木造住宅耐震診断結果報告書(様式第6号)により耐震診断を受けた者に通知するものとする。

(指導及び助言)

第11条 村長は、田野畑村木造住宅耐震診断結果報告書に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、耐震診断を受けた者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

(守秘義務)

第12条 耐震診断士は、当該耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 派遣された診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し、耐震診断申請者から金銭を受け取ること。
- (2) 耐震診断申請者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務の委託)

第13条 村長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

(附則)

第15条 この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

附 則(平成26年5月23日告示第51号)

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

附 則(令和3年9月30日要綱第77号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月7日告示第12号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。